

構造計算適合性判定が必要となる主な建築物

① 建築基準法第20条第二号に定める建築物（下表に主な対象建築物を示す）で、同号イに定める方法により安全性を確認したもの、又は同条第三号に定める建築物で、同号ロの規定により第二号イに定める方法により安全性を確認したもの

種別	法第20条	令第36条の2	国交告示 平19第593号
木造	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ13m超のもの ■ 軒高9m超のもの 		
S造	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階を除く階数が4以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階を除く階数が3以下のもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ13m超のもの ・ 軒高9m超のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階を除く階数が3以下、高さ13m以下及び軒高9m以下のもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が3で、スパン6m超（*1）のもの（地階を除く階数が2以下で、偏心率0.15以下であること等の条件を確認できたものはスパン12m超のもの） ・ 延べ面積が500㎡超のもの（ただし、平家建てで偏心率0.15以下であること等の条件を確認できたものは3000㎡超のもの） ・ 標準せん断力係数を0.3以上とする許容応力度計算により安全が確かめられないもの（*2） ・ 水平力を負担する筋交いの軸部が降伏する場合において、筋交いの端部及び接合部が破断しないことが確かめられないもの（*3）
RC造 SRC造	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ20m超のもの 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さが20m以下のもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐力壁・構造耐力上主要な部分である柱等が一定量未満のもの（*4） ・ 設計用せん断力を用いた許容応力度計算により安全が確かめられないもの（*5）
組積造 補強CB造		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階を除く階数が4以上のもの 	
混構造		<ul style="list-style-type: none"> ■ RC造とSRC造とを併用するもので高さ20m超のもの ■ 木造、組積造、補強CB造若しくはS造のうち2以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち1以上の構造とRC造若しくはSRC造とを併用するものうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上のもの ・ 高さ13m超のもの ・ 軒高9m超のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造、組積造、補強CB造及びS造のうち、2以上の構造を併用するもの又はこれらのうち1以上とRC造若しくはSRC造とを併用するものうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上のもの ・ 高さ13m超、軒高9m超のもの ・ 延べ面積が500㎡超のもの ・ S造の部分が上記*1, *2, *3、RC造又はSRC造の部分が*4, *5に該当する場合 ■ 木造とRC造を併用するものうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が2又は3であり、1階部分をRC造、2階以上の部分を木造としたもの以外のもの ・ 高さ13m超、軒高9m超のもの ・ 延べ面積が500㎡超のもの ・ 木造部分の剛性率≥ 0.6かつ各階偏心率≤ 0.15に適合していないもの ・ 地上部分について、層間変形角が適合していないもの ・ RC造部分について、S55建告示第1791号第三第一号に定める構造計算を行っていないもの ・ 木造部分について、S55建告示第1791号第一に定める構造計算を行っていないもの

② 建築基準法第20条第三号に定める建築物で、同号イに定める方法により安全性を確認したもので、かつ大臣認定プログラムにより構造計算を行ったもの。主な対象建築物は次のとおり。

■ 法第6条第1項二号及び第三号に該当する建築物で上表に該当しないもの

■ 石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもので上表に該当しないもの

③ ■ 特殊な構造方法において保有水平耐力計算により、仕様規定を適用除外とする場合（令第36条第2項第一号、令第80条の2 各告示）→ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法、壁式鉄筋コンクリート造、薄板軽量形鋼造、コンクリート充填鋼管造 等

■ 許容応力等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめられるもの（令第81条第2項第一号及び第二号 各告示）→ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、プレストレストコンクリート造、免震構造 等